

平成 30 年度
丹羽広域事務組合水道水質検査計画



丹羽広域事務組合水道部

は じ め に

安全で安定した水を供給することは、当水道事業をはじめ水道関係者の最も基本的な使命といえます。現状、当水道事業では水道水の安全性を確保するため、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行っております。

当水道事業では、住民の皆様の生活に重要な役割である水道水の安全性、水質検査の透明性等を確保するため、あらかじめ需要者に対して水道水質検査計画を策定し、事前に公表するとともに信頼される水道水を供給していくため、一層の水質管理を行ってまいります。

目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況	1
4	水質管理において留意すべき事項	1
5	水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点	1～2
	(1) 水質検査を行う項目	
	(2) 基準項目検査頻度	
	(3) 水質管理目標設定項目	
	(4) 採水地点	
6	臨時の水質検査	3
7	水質検査方法	3
8	水質検査計画及び検査結果の公表方法	3
	(1) 水質検査計画の公表	
	(2) 水質検査結果の公表	
9	関係者との連携	3

《平成30年度丹羽広域事務組合水道水質検査計画》

1 基本方針

丹羽広域事務組合水道部は、上水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とし、別添「平成30年度水道水質検査計画表」に特に留意すべき事項を示します。
- (2) 浄水場系統毎の検査項目及び採水地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添「平成30年度水道水質検査計画表」のとおりとします。

2 水道事業の概要（平成28年度末現在）

- (1) 水道事業体名 丹羽広域事務組合 水道部
- (2) 給水区域 大口町、扶桑町（24.80km²）
- (3) 給水人口 58,246人
- (4) 給水戸数 22,679戸
- (5) 普及率 99.8%
- (6) 計画一日最大給水量 22,800m³（平成22年度認可値）
- (7) 一人一日最大給水量 349^{リットル}
- (8) 一人一日平均給水量 316^{リットル}

3 自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況

丹羽広域事務組合水道部の自己水源の状況としては、施設の更新費用や将来の維持管理費用などを削減し、効果的効率的な運用を図るため、大口中部水源を平成30年3月に大口南部配水場（旧大口南部水源）へ集約しました。これにより管理している11か所の配水施設と15か所の井戸より地下水を処理し、供給しています。また、境山配水場（旧境山水源）においても、平成30年10月をもって柏森北部配水場（旧柏森北部水源）へ集約され、使用停止する予定となっております。

また、愛知県営水道からの受水状況としては、当水道事業の年間総配水量の約64%を受水しています。

給水状況

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
給水人口	人	56,898	57,101	57,537	57,818	58,246
給水戸数	人	21,193	21,490	21,900	22,223	22,679
普及率	%	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
総配水量	m ³	6,901,448	6,921,195	6,645,596	6,712,157	6,728,528
県水受水量	m ³	4,181,414	4,186,587	4,129,393	4,390,735	4,294,314
1日最大配水量	リットル	21,466	21,730	20,385	20,980	20,306
1日平均配水量	リットル	18,908	18,962	18,207	18,339	18,434

愛知県営犬山浄水場

- (1) 所在地 愛知県犬山市大字犬山字東洞15
- (2) 供給能力 一日最大 17,100m³

4 水質管理において留意すべき事項

丹羽広域事務組合水道部の水道水は、水量豊かで清浄な深井戸を水源とする浄水と愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」）において検査を行った浄水を各需要者に配水しております。水質検査頻度策定基準となる過去3年間の水質検査結果は、水質基準内の値を確保しておりますが、丹羽広域事務組合水道部では、水質基準内であっても若干数値の高い項目については、検査頻度を増やして監視を行います。また、放射能汚染問題に対応するため、全ての配水場の給水栓において放射能物質検査を実施することを盛り込み、水道水の安全性を確保するための監視を続けていきます。

5 水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点

- (1) 水質検査を行う項目
法令に基づく水質検査項目については、表1から表12-2のとおり各水源区域の原水及び給水栓にて水質検査を行います。

(2) 基準項目検査頻度

配水区の末端給水栓において、色及び濁りと消毒の残留効果の検査を1日1回、濁りを初めとした9項目の検査を毎月1回、消毒副生成物とされる12項目及び監視すべき項目を3か月に1回、51項目全ての検査を1年に1回実施します。

(3) 水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から大口南部水源系統にて表12のとおり水質検査を行います。井戸水として検出する恐れがある17項目を給水区域末端給水栓及び原水にて1年1回実施します。また、農薬類(表12-2)は、平成29～31年度の3年間で118項目の検査を計画しており、平成30年度では14項目の検査を実施します。

(4) 採水地点(配水区の末端水栓及び原水)

No.	名 称	原 水 及 び 給 水 栓 水 採 水 場 所	
1	河 北 配 水 場	原 水	大口町河北二丁目 71 番地 (河北第 1 水源)
			大口町河北二丁目 104 番地 (河北第 2 水源)
		給 水 栓	大口町堀尾跡一丁目 58 番地 (大口南部配水場)
2	大 口 北 部 配 水 場	原 水	大口町下小口三丁目 95 番地 (大口北部水源)
		給 水 栓	大口町下小口四丁目 230-3 (天神パーク)
3	大 口 南 部 配 水 場	原 水	大口町堀尾跡一丁目 58 番地 (大口南部水源)
		給 水 栓	大口町大御堂一丁目 125 番地 (大御堂児童遊園)
4	北 定 松 配 水 場	原 水	扶桑町大字高雄字下山 185 番地 (北定松水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字下山 121 番地 (大淵児童遊園)
5	東 川 配 水 場	原 水	扶桑町大字高雄字北東川 186 番地 (東川水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字中海道 224 番地 (高雄公園)
6	高 雄 西 部 配 水 場	原 水	扶桑町大字高雄字宮島 34、35 番地 (高雄西部水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字福塚 99 番地 (福塚児童遊園)
7	南 山 名 配 水 場	原 水	扶桑町大字南山名字野田浦 58 番地 (南山名水源)
		給 水 栓	扶桑町大字南山名字安戸 93 番地 (安戸児童遊園)
8	小 淵 配 水 場	原 水	扶桑町大字小淵字宮東ノ切 891 番地 (小淵水源)
		給 水 栓	扶桑町大字小淵字砂原 1088 番地 (木曽川扶桑緑地公園)
9	境 山 配 水 場	原 水	扶桑町大字斉藤字緑 238 番地 (境山水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字緑 243 番地 (斎藤公園)
10	柏 森 北 部 配 水 場	原 水	扶桑町大字柏森字甲寺裏 47 番地 (柏森北部水源)
			扶桑町大字柏森字中屋敷 163-5 (柏森東部水源)
			扶桑町大字柏森字辻田 367 番 1 (斉藤水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字山神 102 番地 (斎藤学習等供用施設)
11	柏 森 南 部 配 水 場	原 水	扶桑町大字柏森字西前 296 番地 (柏森南部第 1 水源)
			扶桑町大字柏森字西前 193 番地 (柏森南部第 2 水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字旭 414 番地 (斎藤南児童遊園)

※ 平成30年度より配水施設の名称が変更となりました。名称のみの変更でこれまで使用している施設に変更はありません。

6 臨時の水質検査

次の事例が認められる時は臨時の水質検査を行います。

- ① 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- ② 配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ③ その他、特に必要があると認められるとき。

7 水質検査方法

水質検査は水道法第20条で厚生労働大臣の登録を受けた者に委託し、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）で実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表方法

- (1) 水道水質検査計画の公表
水道水質検査計画は毎年策定し、ホームページ上に掲載します。
- (2) 水質検査結果の公表
水道水質検査計画に基づき行われた水質検査結果を、ホームページ上と広報に掲載します。

9 関係者との連携

水質管理を万全なものにするためには関係機関との連携は極めて重要です。

- (1) 国等との連携
厚生労働省及び愛知県等が実施する水質管理に関する調査への協力を行うとともに、安全管理に関する情報提供について情報収集を図ってまいります。
- (2) 県営水道との連携
丹羽広域事務組合水道部の水道水の約64％は、県営水道から受水した水を水源としています。そのため、県営水道と連携を図り、浄水場での水質状況の把握等の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

水質検査表 <河北配水場>

[illegible]

水質検査表 <大口北部配水場（旧大口北部水源）>

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			原水	設 定 理 由 等		
				検査 頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)			
		(mg/L)							大口北部水源	
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月 1 回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源において指標菌検査を3ヶ月毎に検査する（レベル2）。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年 4 回	省略可能	4	1	(※3)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			4	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			4	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			4	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			4	1			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			4	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			4	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	2.2			省略可能	4		1	(※3)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09	4	1					
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.02	4	1					
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	4	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	4	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	4	1					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	4	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	4	1					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	4	1					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	4	1					
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06未満	省略不可	4	-	省略できない項目である。			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満		4	-				
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.005		4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-				
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-				
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満		4	-				
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.005		4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-				
29	ブromoジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満		4	-				
30	ブromohホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-					
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満	省略可能	4	1	(※3)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満		4	1				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満		4	1				
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.017		4	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	12		4	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	4	1					
38	塩化物イオン	200mg/l以下	13	月 1 回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	66	年 4 回	省略可能	4	1	(※3)		
40	蒸発残留物	500mg/l以下	160			4	1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	発生時期に月 1 回	発生の時期に毎月	4	1			
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満			4	1			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			4	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満			年 4 回	省略可能		4	1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満					4	1	
46	有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/l以下	0.4	月 1 回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.4			12	1			
48	味	異常なし	異常なし			12	1			
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1			
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1			
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源において指標菌検査を3ヶ月毎に検査する（レベル2）。		
備考	水源に又又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。									
	(※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ）									
	(※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ）									
	(※3) 改修工事を行ったため、平成30年度末までは検査回数を省略しない。									

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			原水	設 定 理 由 等		
				検 査 頻 度	検 査 省 略 頻 度	検 査 計 画 頻 度 (回/年)	検 査 計 画 頻 度 (回/年)			
		(mg/L)							北定松水源	
1	一般細菌	100個/ml以下	検出ししない	月 1 回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源において指標菌検査を3ヶ月毎に検査する（レベル2）。		
2	大腸菌	不検出	検出ししない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年 4 回	省略可能	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	6.7			省略可能	12		4	過去3年間の検査結果が基準の1/2を超過している為、毎月検査する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.11	1	1		(※1)			
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.06	1	1		(※2)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	1	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	1	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	1	1					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	1	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1		原水の状況を考慮し、省略せず実施する。			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001	4	1					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1	(※2)				
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.07	省略不可	4	-	省略できない項目である。			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満		4	-				
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満		4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-				
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-				
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満		4	-				
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-				
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満		4	-				
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-	(※2)				
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満	1	1					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満	1	1					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満	1	1					
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.008	1	1					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	20	1	1					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	1	1	省略できない項目である。				
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月 1 回	省略不可		12	1		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	70	年 4 回	省略可能	4	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
40	蒸発残留物	500mg/l以下	200			4	1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	発生時期に月1回	発生の時期に毎月	1	1	(※2)		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	年 4 回	省略可能	1	1	(※2)		
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.3未満	月 1 回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.8			12	1			
48	味	異常なし	異常なし			12	1			
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1			
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1			
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源において指標菌検査を3ヶ月毎に検査する（レベル2）。		
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。									
	(※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ） (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ）									

[illegible]

水質検査表 <高雄西部配水場（旧高雄西部水源）>

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			原水	設 定 理 由 等		
				検査 頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)			
		(mg/L)	高雄西部水源							
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月 1 回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源において指標菌検査を3ヶ月毎に検査する（レベル2）。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年 4 回	省略可能	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4		4	省略できない項目である。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	4.5			省略可能	4		1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10	1	1		(※1)			
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.04	1	1		(※2)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	1	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	1	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	1	1					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	1	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1		省略できない項目である。			
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.07	省略不可	4	-				
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満		4	-				
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.006		4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-				
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-				
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満		4	-				
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.007		4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004		4	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002		4	-				
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-	(※2)				
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満	省略可能	1		1			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満		1		1			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満		1		1			
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.004		1		1			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	15		1		1			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満		1	1				
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月 1 回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	61	年 4 回	省略可能	4	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
40	蒸発残留物	500mg/l以下	170			4	1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	発生時期に月 1 回	発生時期に毎月	1	1	(※2)		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	年 4 回	省略可能	1	1	(※2)		
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1			
46	有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/l以下	0.4	月 1 回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.0			12	1			
48	味	異常なし	異常なし			12	1			
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1			
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1			
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源において指標菌検査を3ヶ月毎に検査する（レベル2）。		
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。									
	(※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ）									
	(※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ）									

[illegible]

[illegible]

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		原水		設　定　理　由　等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年) 境山水源			
		(mg/L)								
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	6	1	省略できない項目である。 水源において指標菌検査を３ヶ月毎に検査する（レベル２）。 なお、１０月以降は施設使用停止予定のため、検査を除外する。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			6	2			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満			省略可能	1		1	（※２）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満				1		1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満				1		1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満				1		1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満				1		1	
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満				1		1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	1	1					
10	シアン化物イオン及び塩化シアノ	0.01mg/l以下	0.001未満	省略不可	2	1	省略できない項目である。なお、１０月以降は施設使用停止予定のため、検査を除外する。 過去３年間の検査結果が基準の１／２を超えている為、毎月検査する。 なお、１０月以降は施設使用停止予定のため、検査を除外する。			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	6.0		6	2		（※１）		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.13		1	1				
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03		1	1			（※２）	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満		1	1				
15	1，４－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満		1	1				
16	シス及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満		1	1				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満		1	1				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	省略不可	2	-	省略できない項目である。 なお、１０月以降は施設使用停止予定のため、検査を除外する。			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満		2	-				
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満		2	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004未満		2	-				
25	ジブromokklorometan	0.1mg/l以下	0.001未満		2	-				
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満		2	-				
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		2	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		2	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満		2	-				
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		2	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満		2	-				
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.006	省略可能	1	1	（※２）			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満		1	1				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満		1	1				
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.033		1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	9.8		1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満		1	1				
38	塩化物イオン	200mg/l以下	8.3	月１回	省略不可	6	1	省略できない項目である。なお、１０月以降は施設使用停止予定のため、検査を除外する。		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	63	年４回	省略可能	2	1		過去３年間の検査結果が基準の１／５を超えている為、省略せず実施する。 なお、１０月以降は施設使用停止予定のため、検査を除外する。	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	170			2	1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	（※２）		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月１回	発生の際期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に１回検査する。		
43	2-メルクリソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満			1	1		（※２）	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満	1	1					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.3未満	月１回	省略不可	6	1	省略できない項目である。 なお、１０月以降は施設使用停止予定のため、検査を除外する。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.6			6	1			
48	味	異常なし	異常なし			6	1			
49	臭気	異常なし	異常なし			6	1			
50	色度	5度以下	0.5未満			6	1			
51	濁度	2度以下	0.1未満			6	1			
原水	嫌気性芽胞菌					-	2	水源において指標菌検査を３ヶ月毎に検査する（レベル２）。 なお、１０月以降は施設使用停止予定のため、検査を除外する。		
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水质が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 （※１）過去３年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の１／５以下であるときは、概ね１年に１回以上に省略することができるため、１年に１回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ） （※２）過去３年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の１／１０以下であるときは、概ね３年に１回以上に省略することができるが、１年に１回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ） 平成30年10月より配水施設及び井戸の使用停止を予定									

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		原水				設 定 理 由 等		
		(mg/L)	検査 頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)						
						柏森北部水源	柏森東部水源	斉藤水源				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	1	1	省略できない項目である。 水源において指標菌検査を3ヶ月毎に検査する (レベル2)。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	4	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1	1			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	1	1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4	1	1		1	省略できない項目である。 過去3年間の検査結果が基準の1/2を超過している為、毎月検査する。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	6.3				12	4	4		4	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.12			省略可能	省略可能	1	1		1	1
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	1			1	1			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	1	1			1	1	(※2)		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	1	1			1	1			
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	1	1			1	1			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	1	1			1	1			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1			1	1			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1			1	1			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1			1	1			
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06	4	-			-	-		省略できない項目である。	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満	4	-	-	-					
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.003	4	-	-	-					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	4	-	-	-					
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満	4	-	-	-					
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	4	-	-	-					
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.003	4	-	-	-					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	4	-	-	-					
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満	4	-	-	-					
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	0.001未満	4	-	-	-					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-	-	-	(※2)				
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.020	省略可能	1	1	1		1			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満		1	1	1		1			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01		1	1	1		1			
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.008		1	1	1		1			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	14		1	1	1		1			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満		1	1	1	1				
38	塩化物イオン	200mg/l以下	11	月1回	省略不可	12	1	1	1	省略できない項目である。		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	70	年4回	省略可能	4	1	1	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
40	蒸発残留物	500mg/l以下	200			4	1	1	1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	1	1	(※2)		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	1	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	1	1	(※2)		
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	1	1			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.3	月1回	省略不可	12	1	1	1	省略できない項目である。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.8			12	1	1	1			
48	味	異常なし	異常なし			12	1	1	1			
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	1	1			
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	1	1			
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	1	1			

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			原水		設 定 理 由 等	
		(mg/L)	検査 頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)				
						柏森南部第1水源	柏森南部第2水源			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。 水源において指標菌検査を3ヶ月毎に検査する（レベル2）。	
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	4		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	1	(※2)	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	1		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1		
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	1		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	1	1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4	1		1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	6.7		省略可能	12	4	4	過去3年間の検査結果が基準の1/2を超過している為、毎月検査する。	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10			1	1	1	(※1)	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	1	1	(※2)	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	1	1		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	1		
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	1	1		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	1	1		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1		
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08			省略不可	4	-	-	省略できない項目である。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満				4	-	-	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.006	4	-		-			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	4	-		-			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満	4	-		-			
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	4	-		-			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.007	4	-		-			
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.003	4	-		-			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001	4	-		-			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満	4	-		-			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-	-	(※2)			
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満	省略可能	1	1		1		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満		1	1		1		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満		1	1		1		
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.007		1	1		1		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	14		1	1		1		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満		1	1	1			
38	塩化物イオン	200mg/l以下	11	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	70	年4回	省略可能	4	1	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	210			4	1	1		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	1	(※2)	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	1		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	1	(※2)	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	1		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.3	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。	
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.6			12	1	1		
48	味	異常なし	異常なし			12	1	1		
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	1		
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	1		
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	1		
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	4	水源において指標菌検査を3ヶ月毎に検査する（レベル2）。	
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ） (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ）									

平成30年度水道水質検査計画表

表12

水質検査表 <大口南部配水場（旧大口南部水源）>

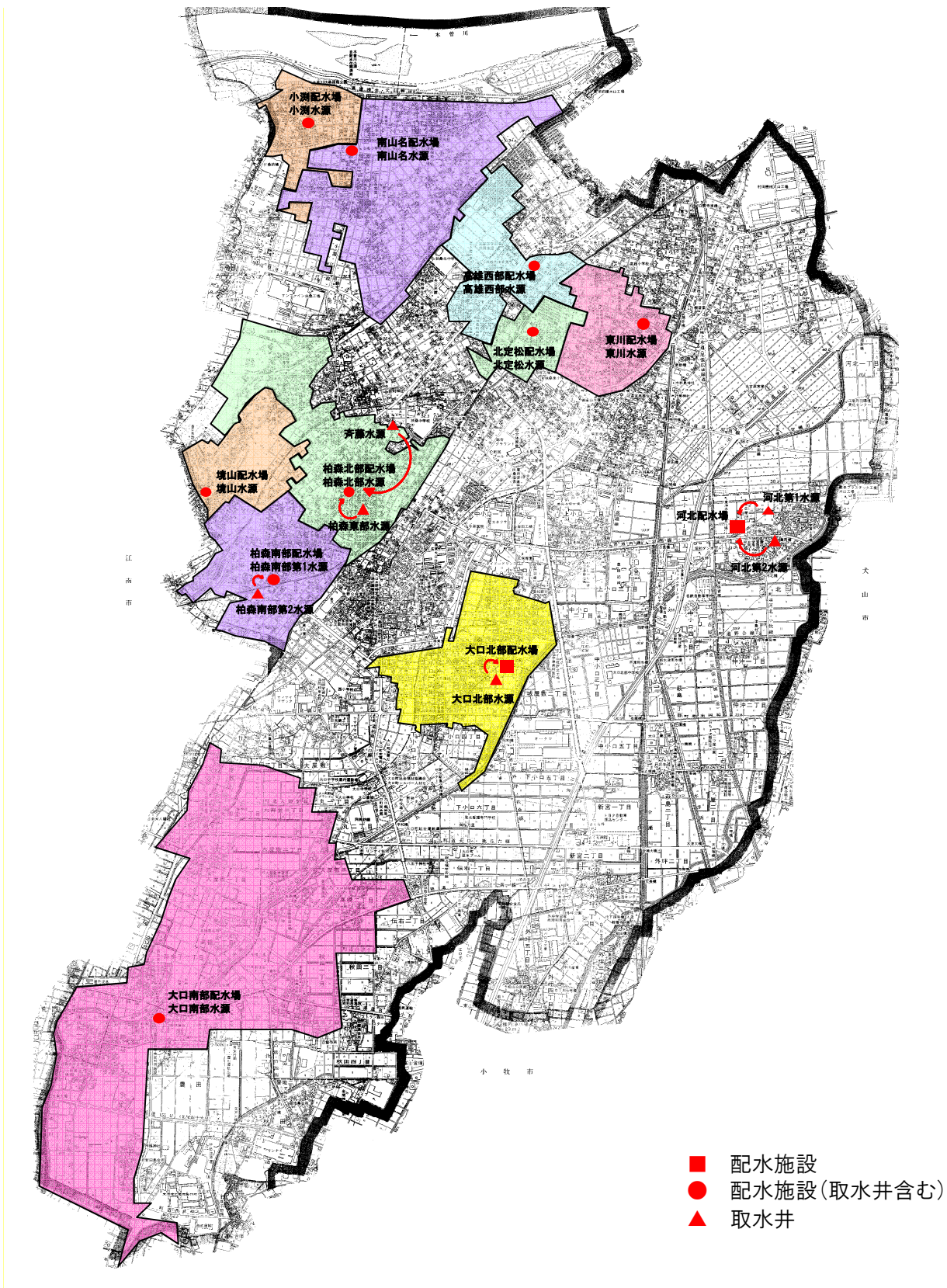
項目 No.	水質管理目標設定項目	目標値	検査計画頻度 (回/年)		省 略 理 由 等
		(mg/L)	原 水	給水栓	
1	アンチモン及びその化合物	0.02	1	-	原水の状況を確認する項目
2	ウラン及びその化合物	0.002	1	-	〃
3	ニッケル及びその化合物	0.02	-	1	給水管等の状況を確認する項目
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	1	-	原水の状況を確認する項目
8	トルエン	0.4	1	-	〃
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	1	-	〃
10	亜塩素酸	0.6	-	-	二酸化塩素を使用していないため削除
12	二酸化塩素	0.6	-	-	〃
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	-	1	給水栓で測定する消毒副生成物
14	砲水クロラール	0.02	-	1	〃
15	農薬類(表13-2)	検出値と目標値の比の 和として1以下	1	-	原水の状況を確認する項目
16	残留塩素	1	-	-	毎日検査で測定しているため削除
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	-	-	基準項目で測定しているため削除
18	マンガン及びその化合物	0.01	-	-	〃
19	遊離炭酸	20	1	-	原水の状況を確認する項目
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	1	-	〃
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	1	-	〃
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	1	-	TOCとの相関を確認するための項目
23	臭気強度(TON)	3	-	1	使用する薬品や資機材の状況を確認する項目
24	蒸発残留物	30~200	-	-	基準項目で測定しているため削除
25	濁度	1	-	-	〃
26	pH値	7.5程度	-	-	〃
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力 0に近づける	1	-	原水の状況を確認する項目
28	従属栄養細菌	200 [cfu/ml]	-	1	給水栓で測定する項目
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	-	原水の状況を確認する項目
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	-	-	基準項目で測定しているため削除

※ No.4、No.6、No.7、No.11は項目から削除され欠番

表12-2

※1 平成30年4月1日施行予定
《目標値強化》
No.3：2，4-D（2，4-PA）
No.12：イソキサチオン
No.42：シアナジン
《農業類項目から削除》
ジチアノン
ジメビペレート

水源別配水区域図



(平成30年度)水道水質検査年次計画表・総括表

*1 番号	浄水場 (送配水場) 系統名	系統内現在給水人口(千人)	毎日 検査 地点数	基準項目検査地点 (水道水)				(原 水)		備 考
				番号	区 分	名 称	所 在 地	*水源数	地点数	
1	河北配水場	31.6	1		(毎月)・(全項目)	大口南部配水場	大口町御供所一丁目522番地	2	2	河北第1水源 (原水)
2					(毎月)・(全項目)	天神パーク	大口町下小口四丁目230-3	1	1	河北第2水源 (原水)
3	大口北部配水場	4.5	1		(毎月)・(全項目)	大御堂児童遊園	大口町大御堂一丁目125番地	1	1	大口北部水源 (原水)
4	大口南部配水場	3.3	1		(毎月)・(全項目)	大淵児童遊園	扶桑町大字高雄字下山121番地	1	1	大口南部水源 (原水) 水質管理目標設定項目
5	北定松配水場	1.3	1		(毎月)・(全項目)	高雄公園	扶桑町大字高雄字中海道224番地	1	1	北定松水源 (原水)
6	東川配水場	2.4	1		(毎月)・(全項目)	福塚児童遊園	扶桑町大字高雄字福塚99番地	1	1	東川水源 (原水)
7	高雄西部配水場	2.4	1		(毎月)・(全項目)	安戸児童遊園	扶桑町大字南山名字安戸93番地	1	1	高雄西部水源 (原水)
8	南山名配水場	3.3	1		(毎月)・(全項目)	木曽川扶桑緑地公園	扶桑町大字小淵字砂原1088番地	1	1	南山名水源 (原水)
9	小淵配水場	0.8	1		(毎月)・(全項目)	斉藤公園	扶桑町大字斉藤字緑243番地	1	1	小淵水源 (原水)
10	境山配水場	1.2	1		(毎月)・(全項目)	斉藤学習等供用施設	扶桑町大字斉藤字山神102番地	3	3	境山水源 (原水)
11	柏森北部配水場	4.3	1		(毎月)・(全項目)	斉藤南児童遊園	扶桑町大字斉藤字旭414番地	2	2	柏森北部水源 (原水)
12					(毎月)・(全項目)					柏森東部水源 (原水)
13	柏森南部配水場	3.1	1		(毎月)・(全項目)					斉藤水源 (原水)
14					(毎月)・(全項目)					柏森南部第1水源 (原水)
15					(毎月)・(全項目)					柏森南部第2水源 (原水)
合計		58.2	11					15	15	

※詳細については、水源別水質検査表のとおり。